



第13号

即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

再度の裁判官交代と「弁論の更新」 第11回口頭弁論報告

5月23日(月)、東京地裁103号法廷で国家賠償請求裁判第11回口頭弁論が開廷された。今回も開廷に先立ち裁判所前で、30分ほどの情宣活動を原告団有志で行った。最終的には10名ほどが集まり、昨年作ったリーフレット『「即位大嘗祭違憲訴訟」とは』を配ったりした。スピーチなしで、ただ横断幕を広げ、「天皇の即位大嘗祭違憲訴訟をやっています」などと小声で言いながらリーフを配るだけの行動だ。だけど、ごく僅かだけど必ずいる、受け取ってリーフを開きながら去っていく人の後ろ姿を確認するたびに、毎回やることに意味があるように思えてくる。これがなければ、こうやって裁判とは無関係の人にリーフを手渡すこともないのだ。めげずにこれも続けたい。

さて、本題の裁判。またしても裁判長が交代した(武藤貴明裁判長から中島崇裁判長へ)。今回は期日前に弁護団に連絡が入ったらしい。こんな当たり前の連絡がなされなかった経験をもつ私たち訴訟団は、これだけをもってしても、この国の司法への信頼など持てないままにいる。そして第11回目の弁論。弁護団は新し

い裁判官に対して「更新弁論」を主張し、10回分の主張(膨大な書面の数々と弁論)を20分か30分程度でまとめた。それは私たち傍聴席にいた原告にとっては復習の機会ともなり、よかったのではないかなと思う。

まず酒田弁護士から更新弁論を行うことが伝えられ、大きくは以下3点について、吉田弁護士、土田弁護士、浅野弁護士からそれぞれ弁論が展開された。

- 1 象徴天皇制と政教分離について: 日本国憲法が保障する信教の自由・思想信条の自由があり、そ

国家賠償請求裁判 第12回口頭弁論

2022 年 9 月 21 日 (水) 14 時 30 分～
東京地方裁判所 103 号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

- ・場所: 日比谷図書文化館(日比谷公園内) セミナールーム B
- ・時間: 15:00 くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)
- ・参加費: 500 円
- *法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。



の上に政教分離原則があることを最初に述べ、戦後の「皇室典範」制定時、「大嘗祭」についての記述が外された経緯を示しながら、それにもかかわらず続いていることの問題を指摘。そして、天皇が象徴であること、資格条件の規定に過ぎない世襲制を、政府が主張する政教分離原則の例外とする理由にはならないことを指摘。戦後、神権天皇は否定され、旧憲法が規定した宗教儀式も現憲法は否定していることを強く訴えた。(吉田弁護士)

2 「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」(以下「国民祭典」)について：古事記の「国づくり」神話を上演するなど、宗教的主張が強いイベントであったことを指摘し、その主催が国会議員を含む団体であること、政府各省庁が協賛し協力していることをまず問題として掲げた。そして、このイベントへの参加の強制はないものの、憲法19条「思想及び良心」の形成過程に国家が関与していることの問題を指摘した。すなわち、天皇制や天皇神話を肯定するという思想の形成に国が関与し、我々の思想・信条を圧迫している。(土田弁護士)

3 同調圧力という問題について：政府やメディアが繰り返し伝えた「国民こそって祝意を表する」によって作り出された、天皇の即位を祝うのは当たり前前という状況を問題とし、それが同調圧力としてあったことを主張。たとえば文科省が出した「国民こそって」の文言が入った通達は、各都道府県から各教育委員会、地方公共団体の長、学校法人の長と、奉祝する旨の文書が全国津々浦々流布された状況を説明。恐ろしく全体主義的な状況が目の前に広がる思いだった。(浅野弁護士)

弁論はいずれも力強く説得力があり、思わず拍手。

法廷後、日比谷図書文化館で報告集会を開催。田田弁護士からは裁判長が代わり更新弁論を行ったこと、儀式に関してはその違憲立証の必要が残っていることなど伝えられた。その後、法廷での弁論について補足説明がなされた。2点ほど紹介したい。

まずは「国民祭典」について土田弁護士の補足。「思想・良心の自由については、国家はあらゆるイデオロギーから中立であるべき。この『国民祭典』は一つのイデオロギーを支援する形となっており問題」と説明。とても重要な指摘だと思った。法廷では尋問を採用するかもしれないという印象を持ったとのこと。楽しみだ。

そして、「同調圧力」についての浅野弁護士からの補足説明。法廷でも紹介された徳永達哉や安丸良夫の論考を引用しつつ、「同調圧力」とは諸個人が心の中で感じる葛藤であり、孤立への恐怖であり、それは自由に



対する侵害であるということ。そして天皇制の同調圧力が作り出された場合は、天皇制に疑問をもつ人たちに対する思想・信条、良心の葛藤が作り出され、その自由は侵害されると、とてもわかりやすい説明だった。

法廷闘争は、これで一体何が獲得できるのかと思われるような無力感を味わわされたり、気が遠くなるような道のりも要請される。一方で、ミニコミでしか主張できないような反天皇制の論理を公の場で堂々と展開できる闘いでもある。この訴訟も強力な弁護団に支えられてここまで来た。もう少し頑張らなくてはと思う。次は9月21日。原告の意見書も提出される予定。意見書はまだ募集中だ。ぜひ！

(桜井大子 訴訟の会事務局)

●報告集会の感想から

* (弁護団の意見陳述で) 徳永達哉准教授の「憲法と同調圧力」をご紹介いただき、今の日本社会の問題を考える示唆を頂きました。ロシアのウクライナ侵攻を利用して9条を改定しようとする勢力が強くなる恐怖があります。まずは天皇条項を削除しないと、と強く思いました。

* 法廷、後半の途中から陳述の声が小さくなって聞き取れず……。陳述書(意見書?)に頑張って挑戦してみたいと思いました。

* 靖国も護国神社も祭主は天皇。なのに伊勢神宮は黒田清子なんですね。

* 「国民参加を強制していない」「原告に被害を与えていない」と言うが、ならなぜ公安がつきまとい監視・不当拘留をするのか。これは被害ではないのか？

* 統治行為論では主権者は国？ 重要なことについては立憲民主主義を否定していいという論。

* 皇室祭祀に公的な意味をもたせたいという権力者の意思を強く感じます。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 第6回口頭弁論

永井美由紀 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 事務局

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第6回口頭弁論が、4月18日午前11時半から、京都地裁101号法廷で開かれた。前回私たちは70頁に及ぶ原告準備書面4を陳述し、今回は被告の準備書面4が陳述された。

裁判長「被告は準備書面4を陳述しますか。」

被告「はい。」

裁判長「次期期日は7月25日11時半。原告は、被告準備書面4に反論するのであれば7月15日までに準備書面を提出するように。」

5分余りで閉廷。

閉廷後は、裁判所の向かいの京都御所で青空報告会が行われた。

まず中島光孝弁護士から、被告準備書面4で被告が「争う」とした点についての説明があった。次に加島宏弁護士から、「被告準備書面4では新しい論点はない、知事の参列は『社会的儀礼』であって信教の自由の侵害はなく憲法違反にはあたらない、とした。それは裁判所に『従来判例どおりでいいですよ』というサインを送ったのであり、裁判所もそれを受け取っただろう。それを覆すためには、これまでの判例にない議論を持ち出す必要がある」との指摘がなされた。

【被告準備書面4の要旨】

- ・ 本件各儀式が昭和3年の大嘗祭の式次第を引き継いでいることは認めるが、その意味までも引き継いで服属儀礼であるという主張（憲法前文第一段及び1条違反）については争う。
- ・ 天皇が憲法の定める国事行為のみを行い、国政に関する機能を有しないことは認めるが、それ以外は「純然たる私的行為」であるからおよそ公的性格を認め得ないとする趣旨の主張（憲法4条及び7条違反）については争う。国民体育大会など国民的行事への臨席や外国への公式訪問など、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴として行う公的行為は、国事行為以外にも存在する。内閣は、大嘗祭について皇位継承にかかる伝統的儀式として公的性格を有するとする閣議口頭了解を行い、大礼委員会及び式典委員会を設置して行事を実施しており、憲法4条1項及び7条に反しない。
- ・ 京都府知事は、天皇の即位に祝意を表す社会的儀礼として参列したにすぎないから、その行為及び費用支出は、

憲法4条第1項及び7条に反しない。

- ・ 天皇は日本国及び日本国民統合の象徴として国事行為等を行うものであり、私的使用人である掌典職を使用する宗教行為は「本来の目的」や「主たる目的」ではなく、天皇及び皇族らで構成される組織ないし団体は「宗教団体」ではなく、憲法20条1項が禁止する宗教団体への特権の付与にあたらない。
- ・ 国は、皇位継承にかかわる伝統的儀式として公的性格を認めることができるとして、大嘗祭にも公金を支出しており、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」の支出ではなく、憲法89条に反するものではない。
- ・ 京都府知事は、宮内庁の依頼により府下の農業団体を斡旋したのであって、主基田の選定に直接関与していない。京都府知事の参列は、天皇の即位に祝意を表す社会的儀礼であり、儀式に不可欠の要素とはいえない。
- ・ 原告らの主張は、国や地方公共団体と宗教の関わりは許されないとするものであって、大法廷判決をはじめとする最高裁判例とは異なる考え方である。

京都府知事らは、天皇の地位承継に伴う伝統的儀式に際し、天皇の即位に対する祝意を表す社会的儀礼として参列したものに他ならず、効果についても宗教に対する援助や助長をもたらしておらず、津地鎮祭大法廷判決が示した目的効果基準において、本件参列が憲法20条3項の宗教活動にあたるものとは認められない。

本件は、京都府知事らが交通費などを支出して参列したというものであり、特定の宗教に対して土地や金銭を提供するなどして利益を与えたのものではなく、目的効果基準による検討（参列が特定の宗教に対する援助や助長となるかの検討）がなされるべき事案である。

弁護団では、被告の反論を想定して再反論の検討をすすめてきた。憲法学者の横田耕一氏、佐々木弘通氏からレクチャーを受け、従前の枠組みを越える論理立てを検討中である。

今回の口頭弁論では、被告準備書面4への反論を行う。終了後は、京都弁護士会館で、かみ砕き報告会も行われる。

次回口頭弁論 7月25日(月)11時半～
京都地裁大法廷

ノー！ハプサ（NO！合祀）控訴審第4回口頭弁論 樋口雄一証人が陳述

御園生光治 ●ノー！ハプサ 事務局

●韓国人無断合祀NO！

2013年10月22日、父親が日本軍人・軍属として強制動員され故国を遠く離れた戦地で戦没し靖国神社に合祀されている遺族27人が、無断合祀の取り消しと謝罪及び一人「1円」の慰謝料の支払いを求めて靖国神社と国を相手取り東京地方裁判所に提訴した。ノー！ハプサ第2次訴訟だ。再び戦死者を作らない、戦死者の顕彰も許さない……「ノー！ハプサ＝NO！合祀」（「ハプサ」とは「合祀」の韓国・朝鮮語読み。）が日本と韓国をつなぐ私たちの共通の合言葉だ。

●遺族でもある樋口証人

5月12日、東京高裁で、前高麗博物館館長で歴史研究者の樋口雄一氏を証人とした控訴審の口頭弁論が行われた。コロナ下で韓国人証人の来日が困難な中で、まずは、日本人証人として朝鮮史・地域史の研究家である樋口さんが証人席に座った。樋口さんの経歴紹介で、まず衝撃を受けた。グングン裁判で何度かお会いしていたにもかかわらず、知らなかった。本土で教職を得なかった父は満州・奉天で教員となった。しかし、すぐに日本の敗戦、ソ連軍の戦車に爆弾を持って体当たり（戦車の下にもぐりこみ自爆）し亡くなった。その時すでに関東軍は奉天を撤退していた。戦後日本で同僚に聞いた話という。父母とともにキリスト者であった樋口さんの忘れることのできない衝撃であったことは想像に難くない。

●神社・日本軍協力者は憎悪の対象

証言は、本人の研究姿勢をそのまま映し出し、資料に基づき、実証し、正確この上ないものであった。樋口さんは、書籍や論文を出すとともに、何冊にもなる資料集をだしている。幾度も足を運び、当時の新聞や資料に目を通し、また、朝鮮史研究会との出会いを通して得た貴重なものでもある。証言では、神社がいかに朝鮮人の憎悪の対象であったかの一例を明らかにした。1945年8月16日、日本の敗戦時にほとんどの神社が破壊・燃やされた。しかし、その一方で銀行や総督府など神社以

外の建物はほとんど破壊されなかったという。神社がいかに憎悪の対象であったかが見て取れるという。また、おもしろいことに、当時、多くの朝鮮人が短波放送を聞いており、ポツダム宣言・日本の敗戦をすぐ知っていたという。16日には神社破壊などの行動を起こすことができたのであろう。

また、次の報告も貴重な証言であった。日本軍協力者がいかに戦後、忌み嫌われていたかを明かにした。訪韓ができるようになってから、有名な日本軍協力者をたずねて大田に行った。タクシーに乗ったところ、運転手からまだ日本から来るのかと嫌味の雰囲気ですぐに、樋口さんは訪ねるのをやめたという。運転手の話では、戦後は、日帝協力者として大々的にメディアでもとり上げられ、大変な状況であったという。まさに「犯罪者」として扱われていたという。

●人間を「神」にする靖国は受け入れられない

また、反対に、豊臣秀吉の朝鮮侵略を撃退した李舜臣や、伊藤博文を射殺した安重根は、銅像や記念館が作られ、多くの参観者を集めている。日本のように、勝手に人間を「神」として祀るような習慣は皆無なのである。最後に、樋口さんは、「神社は憎悪の対象。日本に評価もされていることを最も嫌う」という。また、植民地支配で物理的な支配はできた。しかし、社会的・精神的な面での支配はできていなかったという。逃亡兵も多かったという。ある部隊では、朝鮮人兵209名のうち44名が逃亡した。実に21%である。こんな状況を「打開」するために、天皇家まで動員し、その「皇恩」としての「皇后の歌と菓子の下賜」（原告準備書面5）も行われたが、「農民の誰が歌をわかるのか」と一蹴した。

次回は、韓国からの証人については保留としながら、9月9日14時からとなった。多くの傍聴が必要だ。

第 34 回政教分離訴訟全国交流集会のご案内

日時：2022 年 7 月 29・30 日（金・土）

*ハイブリッド形式の集会です。

会場：キャンパスプラザ京都

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る
東塩小路町 939
（京都駅タワー側出口、京都中央郵便局西側、ビックカメラ北側、京都市営地下鉄烏丸線・近鉄京都線・JR 各線「京都駅」下車。徒歩 5 分）

今年の集会は、靖国合祀イヤですアジアネットワーク・京都主基田抜穂の儀違憲訴訟団の主催で開催いたします。

新型コロナウイルス感染を配慮しながらの開催ご案内となります。集会はハイブリット形式で会場とオンライン併用で実施することといたしました。

日程は 7 月 29 日（金）午後 1 時 30 分より 30 日（土）正午までです。

今回は、係争中の政教分離訴訟の現状と課題を、東京の即位の礼・大嘗祭違憲訴訟、ノー！ハプサ（靖国合祀取消）訴訟、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟の弁護団からご報告いただき、各訴訟団が抱える最も重要な問題点について議論が深まればと思います。

※ ご不明な点は、末尾連絡先へお問い合わせ願います。

〈手順〉

オンライン参加の場合、まず下記メール宛に参加申込書（下記掲載）の内容を送信ください。開催日 2 日前には参加者に ZOOM 接続先 URL をお知らせします。

お申し込み→ xiaoyezi@nyc.odn.ne.jp（山内）

〈プログラム〉

■ 7 月 29 日（金）13：30～16：45

13：10 受付開始

13：30 開会 主催者の挨拶

13：40 訴訟報告

①京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟（京都）

②即位・大嘗祭違憲訴訟（東京）

③ノー！ハプサ訴訟（東京）

16：45 閉会

18：00 懇親交流会

■ 7 月 30 日（土）9：30～12：00

9：30 討論 質疑応答

11：00 各地からの報告

11：40 次回開催地の確認

11：50 閉会

12：00 撤収

■皆さまのご参加をお待ちしています。最終締め切りは 7 月 25 日としますが、なるべくお早めに下記必要事項を記入して、参加の有無を送信してください。

*第 34 回全国交流集会に参加します。

☐全日参加

☐1 日のみ

☐2 日のみ

*懇親会の参加について。

☐参加します。有・無

*名前・所属

*住所

*電話（当日連絡できる電話番号）

*メールアドレス

※ コロナ関連でやむを得ず開催に変更が生じるような場合はご了承ください。

■受入団体（連絡先）

靖国合祀イヤですアジアネットワーク

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟

事務局 〒540-0038 大阪市中央区淡路町 1 丁目

3-11 シティコープ上町 402

市民共同オフィス SORA

mail：xiaoyezi@nyc.odn.ne.jp

TEL：(06) 7777-4935

再度募集中！ ぜひ陳述書を書いてください

前号でも呼びかけましたが、今後の裁判に向けて、天皇制 NO や代替わり儀式などに関する原告一人ひとりの率直なご意見を「陳述書」の形式で裁判所に届けたいと思います。あらためて陳述の執筆を、強く呼びかけます。

- * 字数に制限はありません。
- * 内容は、原告としての思いを自由にお書き下さい。また、即位の礼・大嘗祭等違憲行為が行われたことで、被害を受けたという具体的事例があれば、弁論上大きな力になりますので、ぜひ書き加えて下さい。
- * 取りあえず、ワードなどのデータを「事務局メールアドレス」あてにお送りください。データ化が難しい方は、手書きでも結構ですので、「事務局住所」宛に郵

送してください。

- * いただいた陳述書については、事務局と弁護団で共有します。その過程で、体裁を含めて、手を入れさせて頂く場合もあることをご承知ください。
- * 証拠として裁判所に提出する際には、陳述者の押印の必要があります。あらためて郵送させていただきますので、内容をご確認の上、押印してご返送下さい。
- * 勝手ではございますが、締め切りは、【8月31日（水）＝郵便到着日】とさせていただきます。
- * 送り先はこちらへ
〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13
即位・大嘗祭違憲訴訟の会
e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

【2021 年度決算報告】

収入科目		内訳	支出科目		内訳
原告年度会費	436,000		弁護団関連諸費	310,000	
支援者年度会費	50,000		提訴印紙費	31,720	
カンパ	233,300		通訳翻訳費		
その他	20,022	予納郵券返金9,822、会場費返金10,200	学者意見書		
出版物	60,000		印刷費	16,566	
			通信費	131,919	
			会場費	16,300	
			事務費	1,738	
			交通費		
			諸雑費		
			予備費		
			出版費	74,339	リーフレット印刷14,190 追悼集関係60,149
利子	11				
前年度繰越金	1,582,032		次年度繰越金	1,798,783	
合計	2,381,365		合計	2,381,365	

●収入 799,333 円／支出 582,582 円 ●単年度決算 216,751 円

年会費未納の方はご送金をお願いします。支援カンパもぜひ！

郵便振替口座番号：00120-3-293255 加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

活動日誌（2022 年 4 月—6 月）

4 月 1 日（金） 弁護団ヒアリング（立証準備）
4 月 6 日（水） 弁護団会議
4 月 18 日（月） 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第 6 回
口頭弁論（京都地裁）
4 月 26 日（火） 弁護団ヒアリング（立証準備）
4 月 28 日（木） 弁護団会議
5 月 12 日（木） ノー！ハプサ第 2 次訴訟控訴審第 4 回

口頭弁論（東京高裁 101 号法廷）／弁護団会議
5 月 19 日（木） 弁護団ヒアリング（立証準備）
5 月 23 日（月） 弁護団会議／国家賠償請求裁判第 11
回口頭弁論（東京地裁 103 号法廷）／法廷前にリー
フ配り情宣／法廷後報告集会（日比谷図書文化館）
6 月 9 日（木） 弁護団会議
6 月 21 日（火） 弁護団会議
6 月 23 日（木） ニュース 13 号発送／第 19 回事務局
会議